

1 基本的な構え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義～

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断する。

～「県いじめの防止等のための基本的な方針」～

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめはいつでも、どこでも、誰もが起こしえて、誰に対しても起こりえるという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常にもち、全ての生徒がいじめを行わないよう、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 本年度の重点

「はあとふる」をキーワードとして、「はあとふる挨拶」「はあとふる合唱」「はあとふる学習」「はあとふる清掃」を柱とし、生徒の自治活動や人権教育を充実させることを通して、一人一人の自尊感情・他尊感情を高めるとともに、差別・いじめをしない心を育む。そして、仲間と助け合い、関わり合い、共に喜び合うことのできる学校を目指す。

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① 学校の伝統となる価値ある活動（日常活動の充実や人権に関わる活動等）を生徒が自主的に行うよう支援する。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- ③ いじめは重大な人権侵害であり、決して許されないものであり、刑事罰の対象となり得ることも、実例とともに学ぶ。

(3) 生徒一人一人の自己有用感や自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 全教育活動を通して自他の生命を大切にする心を育てる。
- ② 生徒が他者と関わることができる自己表現力を培う。
- ③ 人とのつながりを大切にしたい体験活動を推進する。
- ④ 生徒の自尊感情を育み、学校が楽しく充実しているという実感が得られるよう教育活動を推進する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめを防止するために保護者及び生徒に啓発活動を行う。

- ① 生徒対象情報モラル講座 年2回
- ② 新1年生保護者対象情報モラル講座 年1回（入学保護者説明会にて）

(5) 職員の学級経営力を向上させ、人権感覚を高めるための研修を行う。また、学校として、次のように、特に配慮の必要な生徒については、保護者と連携しながら、日常的にその適性を踏まえた適切な支援を行う。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある生徒

- ② 海外から帰国した生徒や外国人生徒
- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- ④ 東日本大震災等により被災した生徒 等
- (6) 対策のための組織
いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止・対策委員会」を設置する。
 - ① いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)。
 - ② いじめ防止に関すること。
 - ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
 - ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
 - ⑤ 年間5回開催する。いじめ事案発生時は緊急開催とする。
 - ⑥ 構成員(◎はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する)
校長、教頭、教務主任、◎生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター、教育相談主任
※必要に応じて、人権主任、養護教諭、保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者や ほほえみ相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。
※「いじめ防止・対策委員会」の下に、校長・教頭・生徒指導主事・該当学級および該当学年職員からなる「実務委員会」を設置する。(実務委員会には、必要に応じて他の関係する職員を加えることができることとする。)
- (7) 感染症や緊急避難(新型コロナウイルス感染症・震災等による緊急避難)に関わる誹謗・中傷根絶のための取組
 - ① 誹謗・中傷によるいじめを発生させない指導を継続すること。
 - ② 主体的な生徒会活動を軸とした取組を継続すること。
 - ③ PTA家庭教育委員会を中心に、家庭や地域が支えとなる取組を継続すること。

3 いじめの早期発見に向けた取組

- (1) 「いじめはどの学校、どの児童生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、すべての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見付ける。(通学指導、授業巡回、給食、掃除指導等の様々な場面で表情、言動、服装、生徒相互の関係性、持ち物等の変化等)
- (2) 変化がある生徒が見付かった場合は、情報を共有して問題の早期解決に備える。
- (3) 生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ① 記名式アンケート……笠原中生活アンケート(4・7・10・1月)
多治見市いじめアンケート(6・9・12・2月)
 - ② 無記名式アンケート…笠原中いじめアンケート(11月)
- (4) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談担当者を定め、生徒及び保護者に明示する。
 - ① スクールカウンセラー、ほほえみ相談員の紹介(出勤日及び依頼方法)
 - ② いじめ相談窓口の設置(担任、学年主任、生徒指導主事等。尚、基本は「いつでも、誰にでも。一番相談しやすい人に。」)
 - ③ デジタル相談窓口の開設
 - ④ 市教育相談室等関係機関の相談窓口を併せて紹介する。

4 いじめ問題発生時の対応

- (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ① いじめを察知した場合は、「いじめ防止・対策委員会」を開催し、速やかに事実の有無の確認等必要な措置を講ずるなど組織的に対応する。
- ② 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、対応が遅れることのないようにする。

【対応の重点】

- ① いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行う。いじめの事実が確認さ

れた場合、多治見市教育委員会に報告する。

- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともに、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ④ 保護者との連携の下、自分の行為を振り返る中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省できるよう指導に努める。
- ⑤ いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応を留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、多治見市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2) 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 生徒や保護者から、その申立てがあったときは、その時点で学校がそう認識していないとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告にあたる。
- ② 重大事態が発生した旨を、速やかに多治見市教育委員会に報告し、その指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。その後、調査結果について、多治見市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ③ 暴力行為等の発生の場合には、県の「暴力行為等防止支援員」を要請し、当該生徒、保護者への指導や教職員への助言等を依頼する。

(3) いじめの解消

「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらが満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとし、また、「解消している」状態とはあくまで一つの段階に過ぎず、再発する可能性も十分にあり得ることを踏まえ、当該被害生徒、加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

- ① いじめに係る行為が、少なくとも3か月は止んでいる
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていない

5 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の5点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること
- ③ いじめの対応及び再発防止に関すること
- ④ 生徒の自己有用感、自己肯定感を高める指導に関すること
- ⑤ 生徒の人権感覚を高める指導に関すること

6 個人情報(アンケート等の個人調査等)の取扱

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

7 「学校いじめ防止基本方針」の周知

本方針は、学校ホームページや年度当初の学校報への掲載等を通して、保護者や地域住民がその内容を常時閲覧できるようにする。また、各年度の開始時、入学式、始業式、PTA総会

等の場を通じて、生徒や保護者に取組内容を周知する。